

「東京都水道局送配水管布設工事（シールド工法）の発注取扱要綱」 の改正について

東京都水道局では、シールド工法を採用する工事について、「東京都水道局送配水管布設工事（シールド工法）の発注取扱要綱」において、入札参加条件や事前の技術認定を定め、当該工事及び競争入札の適正な執行を図ることとしています。

この度以下のとおり、改正することとしましたので、お知らせいたします。

なお、2「事前の技術認定」に関しては令和5年4月の改正を予定しています。

1 入札参加条件

(1) 改正内容

改正前

「シールド工事」及び「水道施設工事」A等級の有資格者

改正後

原則、「シールド工事」及び「水道施設工事」A等級の有資格者とするが、配管工事等の水道施設工事を含まない場合は、必要業種を「シールド工事」のみとする。

(2) 施行日

令和4年4月15日以後に公告等を行う案件から施行します。

2 事前の技術認定

(1) 改正内容

改正前

- | | |
|----------------|----------------|
| ① 急曲線施工 | R=80m以下の施工実績 |
| ② 重要構造物との近接施工 | 鉄道等への近接施工実績 |
| ③ 有害ガス存在地域での施工 | 危険度ランクC以上の施工実績 |

改正後

- ① 急曲線施工 R=40m以下の施工実績
- ② 長距離施工 L=1500m以上の施工実績
- ③ 有害ガス存在地域での施工 危険度ランクC以上の施工実績

※いずれの認定条件も、国、地方公共団体、公社、公団その他公益事業者が発注したシールド工事のうち、過去10年間に於いて完成した工事が対象

※ 危険度ランクCの要件

| | |
|--------|---|
| 検知器 | 坑内に300m間隔、シールド機テール部、後方台車付近等に設置。 |
| 警報機 | 坑内に300m間隔、立坑上部、監視室等に設置。 |
| 換気設備 | 万が一のガス発生に備え、換気設備を増設できるような動力源等を確保。 |
| 電源遮断装置 | 検知器及び警報機と連動して、自動的に電源を遮断する装置の設置。 停電に備え、予備電源の別途確保。 |

〔 上記を全て実施している場合に認定とする。なお、可燃性ガスに伴い防爆仕様のシールド機を採用している場合は、危険度ランクA相当として、認定とする。 〕

(2) 施行日

令和5年4月(予定)

【問合せ先】

水道局経理部契約課工事契約担当
電話 03-5320-6403

水道局建設部工務課工務担当
直通 03-5320-6494